科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 5 月 27 日現在

機関番号: 12601 研究種目: 基盤研究(A) 研究期間: 2011~2014

課題番号: 23243019

研究課題名(和文)グローバル化と暴力に関する政治学的研究

研究課題名(英文)A Political Research on Globalization and Violence

研究代表者

大串 和雄 (Ohgushi, Kazuo)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号:90211101

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 33,100,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、現代世界の武力紛争と犯罪について、グローバル化、アイデンティティ、デモクラシーという3つのテーマを軸にしてその実態を解明するとともに、実態に即した平和政策を検討した。武力紛争はアイデンティティとの絡みを中心に研究し、犯罪については東南アジアの人身取引をめぐる取り組みと、中央アメリカの暴力的犯罪を中心に取り上げた。平和政策では平和構築概念の軌跡、「多極共存型パワー・シェアリング」、移行期正義における加害者処罰の是非を中心に検討し、それぞれについて新たな知見を生み出した。

研究成果の概要(英文): This research project examined armed conflicts and crimes in the contemporary world, with special reference to globalization, identity, and democracy, and explored peace policy more attuned to the reality on the ground. We studied armed conflicts focusing on their interaction with identity politics. As regards crime issues, we took up the policies and discourse on human trafficking in Southeast Asia, and organized crime in Central America. With regard to peace policy, we studied the evolution of peacebuilding concept, constitutional power-sharing, and the punishment of human rights violators in the transitional justice debates. We provided new insights for each of the subjects above.

研究分野: ラテンアメリカ政治、比較政治、平和研究

キーワード: 紛争 暴力 平和構築 移行期正義 パワーシェアリング グローバル化 犯罪 イスラーム

1.研究開始当初の背景

冷戦終結後の 20 年 (1989 年~2009 年) に 131 件の武力紛争が 80 の地域で生じたことにも見られるとおり、国際社会は紛争の増加に直面している。そこに見られる暴力の形態は、内戦、ジェノサイド、テロリズム、反政府闘争、マイノリティ弾圧など多様である。武力紛争については多数の先行研究があるが、それらの先行研究には、(1)各事例間の比較検討の不十分さ、(2)武力紛争に至らない暴力への考察の不十分さ、(3)紛争研究と平和政策との連関的考察の不十分さという欠陥が見られた。

本研究の着想の出発点は、科学研究費補助金・基盤研究(B)「政治における暴力の複合的研究」(研究代表者は大串和雄[本研究の研究代表者]、研究期間は2008~2010年度)<以下、「複合的研究」>にある。「複合的研究」>にあける地域間比較、他のアプローチ(たとえば人類学や社会心理学など)の研究者からの評価、そして徹底的な討論は、本研究の鋳型となった。「複合的研究」の成果の一部は、『年報政治学2009- 政治における暴力』にまとめられた。しかしながら他方で、「複合的研究」の限界も明らかとなった。それは、以下の2点にまとめられる。

第一は、グローバル化に関する考察の不十分さである。「複合的研究」では、グローバル化は現代における紛争・暴力(以下、特に断らない限り、暴力として一まとめに扱う)の一要因として認識はされていたが、暴力に対するグローバル化の影響についての考慮、グローバル化以前から暴力は存在していたが、ググローバル化の進展が一層明らかな現在、世界における暴力、少なくともその一部の形態は明らかに以前と異なっている。グローバル化と暴力との関係に関する正確な分析は困難である。

第二は、地域的事例の不足である。「複合的研究」の研究代表者・分担者の研究対象地域は、パレスチナ、東南アジア、中米、南米、アフリカ、バルカンであった。これとても、比較的広範な地域をカバーしていると思われるが、現今の世界の紛争において最も関心が高いイラクや南アジアなどを研究対象地域とできなかったのは、「複合的研究」に含まれる事例の地域的広がりに一定の制限を加えることとなった。

「複合的研究」のこのような限界を補いながら研究を発展させることが本研究の動機を成していた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、冷戦終結後複雑さを増す 現代世界の暴力について、実態を解明すると ともに、その実態に即した平和政策の検討に 貢献することであった。その際、研究参加者 の多くが地域研究者であることの強みを活 かし、現地社会に対する深い理解に基づく実態の解明と平和政策の検討を志した。また、研究の拡散を防ぐため、本研究では、グローバル化、アイデンティティ、デモクラシーという3つのテーマを設定し、それらのテーマが暴力や紛争といかに絡み合っているのかを解明することを中心に据えた。

3.研究の方法

研究の方法は、現地調査(現地におけるインタビュー調査を含む)、文献の渉猟、研究会の開催等、この種の研究としてはオーソドックスなものである。すべての研究参加者は、上記3つのテーマのいずれかを意識しながら、具体的な研究対象を絞り込んでいった。研究参加者は、年に1、2回の研究会合宿で徹底的な討論を行なった。

研究のプロセスでは、各自が国内外で研究 発表を行なったほか、3年目に日本で国際シンポジウムを開催し、研究の途中成果を海外 の著名な研究者に披露してアドバイスを得た。

研究のプロセスで特に意を用いたのは、地域研究者が互いに他の地域から学ぶということであった。それにより、自らが専門とする地域を相対化し、暗黙の前提を問い直して、地域研究に深みを加えることを目指した。各自が専門外の地域を担当するというラディカルな方法は採らなかったが、他の地域から学ぶことは多かった。この経験は、研究参加者の今後の研究においても活かされていくものと思われる。

4. 研究成果

(1) 武力紛争

武力紛争については、主として南アジア、中東(とりわけイラク)、サハラ以南のアフリカ(とりわけマリと中央アフリカ共和国)について、アイデンティティとの絡みを中心に研究した。

イラク、南アジア諸国、アフリカのマリと 中央アフリカはいずれも、イスラーム主義者 またはイスラーム教徒が紛争の少なくとも 一方を構成している。しかしこれらの事例の 研究から明らかになったのは、宗教そのもの が紛争の原因ではないということである。イ ラク、マリ、中央アフリカでは、国家の失敗 や破綻が背後にある。南アジア諸国の場合は、 印パの「分割」という歴史的出来事が大きな 背景要因を成している。そしてどの事例でも、 宗教や民族のシンボルを都合のよいように 操り、人々を煽動しようとする政治指導者の 存在が、紛争の拡大の重要な原因になってい る。

(2) 犯罪の暴力

犯罪は従来、国家安全保障とは切り離された文脈で議論されてきた。しかし冷戦終結以降、麻薬取引等の国際犯罪や国際犯罪組織が、「非伝統的安全保障」の一部として取り上げ

られる傾向にある。メアリー・カルドー (Kaldor 1999)によって指摘されたような犯罪組織と武装組織の境界の不明瞭化は、このような傾向に拍車をかけている。本研究はそうした先行研究の2つの流れを総合することで、研究上の新たな広がりと深みを追究した。

具体的には、東南アジアの人身取引をめぐ る取り組みと、中央アメリカのホンジュラス、 エルサルバドル、グアテマラの暴力的犯罪を 中心的に取り上げた。2000年の国際組織犯罪 防止条約の締結以降、「越境犯罪との戦い」 はグローバルな安全保障の課題として認知 され、人身取引問題もパレルモ議定書によっ てそのパラダイムに組み込まれることにな った。その結果、法執行機関に対する援助が 増加したが、実際には法執行機関の多くは腐 敗や権力濫用により、問題の解決に資するど ころか問題の一部になっていることが明ら かになった。また、「越境組織犯罪」という 新しいディスコースの主流化によって、実際 にはより深刻である、「越境しない人身取引」 や、犯罪組織ではない個人としての「ママさ ん」の重要性などが不可視化されるという弊 害が明らかになった。

中米のホンジュラス、エルサルバドル、グアテマラは、国連の統計で 2011 年の人口当たり殺人率がそれぞれ世界の第 1 位、2 位、6 位を占める「殺人大国」である。その殺人率に大きく寄与しているのは、麻薬取引に従事する越境組織犯罪と、青少年ギャング団の存在である。本研究では、犯罪に関する合理主義モデルを検討し、上記 3 カ国の現実と照らし合わせると、合理主義モデルの有効性に限界があることが明らかになった。

(3) 平和政策(暴力の予防・緩和・解決) 平和政策においては、平和構築に焦点を絞 り込んで研究が行なわれた。

まず、今日の世界の平和政策のフレームとなっている「平和構築」概念の起源と変容を 跡づけるとともに、これまで行なわれてきた 平和構築活動を評価した。

より具体的には、紛争解決の場面で国際社会がしばしば推奨する「多極共存型パワー・シェアリング」という仕組を、キプロス、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルンジの具体的な事例に則して、平和構築の観点から評価した。このモデルは暫定的なシステムとしては適当かもしれないが、政治化された民族意識を固定化させてしまう危険が高いことが明らかにされた。

具体的な政策領域としてもう一つ取り上げたのは、移行期正義(過去の独裁政権や内戦下の人権侵害に対処する政策)である。移行期正義の中心的メカニズムの一つは人権侵害加害者の刑事訴追であるが、それに対しては近年、正義や倫理を強調する立場から、厳しい批判が寄せられている。これらの批判は、加害者の処罰を西洋リベラリズムの押しつけとして非難し、応報的正義の追求は犠牲

者の本当のニーズ(分配的正義など)を不可視化させると批判する。本研究では、これらの批判が論理と内容において多くの欠陥を抱えていることを明らかにした。しばしば主張される、移行期正義が構造的暴力に取り組まないという批判と、貧しい紛争後の社会では犠牲者と加害者との境界が不分明であるために刑事訴追は適さないという議論も、重大な問題を孕んでいることが明らかになった。

(4) 国内外の研究における位置づけおよび 今後の展望

本研究が全体として画期的なブレイクスルーを果たしたとは言い難いが、良質で堅実な研究によって世界の研究状況に貢献したことは認められるであろう。また、本研究における移行期正義論の考察は、一部の研究者や実務家の間で無批判に受容される傾向がある「批判理論」が抱える根本的な問題点を明かした点で、世界においても類のないものである(なお、この研究は英語でも公表されている)。

今後は、本研究をベースにして、平和政策 により重点を移した研究を行なう予定であ る。

<引用文献>

Kaldor, Mary. 1999. New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era (Polity; Stanford University Press).

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計22件)

<u>Kazuo Ohgushi</u>, "A Critical Note on 'Hypercritical Studies' of Transitional Justice," *Journal of Social Science*, No. 79, March 2015, pp.83-121. 查読有。http://icussri.org/journal/

Giorgio Shani, "Civilizing Process or Civilizing Mission? Toward a Post-Western Understanding of Human Security," *Journal of Social Science*, No. 79, March 2015, pp.45-63. 查読無。http://icussri.org/journal/

Kazuo Ohgushi, "The Punishment of Human Rights Violators and 'Victim-Centered' Transitional Justice: Lessons from Latin America," *University of Tokyo Journal of Law and Politics*, Vol. 11, Winter 2014, pp.41-69. 查読無。http://hdl.handle.net/2261/56415

武内進一「紛争影響国における国家建設— 『能力の罠』と『正当性の罠』」『国際問題』 No. 616、2012年、19-31頁。查読無。

Keiko Sakai, "De-sectarianizing Patterns of Political Mobilization in the Post-conflict Iraq," *International Journal of Contemporary Iraqi Studies*, Vol. 6, No. 2, 2012, pp.205-229. 查読有。http://dx.doi.org/10.1386/jicis.6.2.205 1

Jun Honna, "Japan and the Responsibility to Protect: Coping with Human Security Diplomacy," *Pacific Review*, Vol. 25, No. 1, 2011, pp.95-112. 查請有.

[学会発表](計65件)

Giorgio Shani, "Was International Relations Ever Secular?" International Studies Association Annual Convention, February 18, 2015, New Orleans (USA).

<u>Kazuo Ohgushi</u>, "Retributive Justice in the Transitional Justice Debate: Is It Undesirable? Is It Not Victim-Centered?" International Conference: Political Violence and Transitional Justice, January 18, 2014, International Christian University (Mitaka, Tokyo).

本名純「ジャカルタにおけるプレマン政治の新秩序 ギャング抗争・闇経済・寡占安定」東南アジア学会第89回研究大会、2013年6月2日、鹿児島大学(鹿児島県鹿児島市)。

本名純「民主主義政権下のインドネシアにおける国軍改革と治安の関係 分離主義、テロリズム、住民紛争のインパクト」日本比較政治学会、2012年6月23~24日、日本大学(東京都千代田区)。

大串和雄「移行期正義と人権侵害犠牲者 ラテンアメリカの経験から」日本国際政治 学会研究大会、2011 年 11 月 13 日、つく ば国際会議場(茨城県つくば市)。

[図書](計39件)

大串和雄編著、酒井啓子、ジョージアンドレア(ジョージオ)・シャーニー、武内進一、本名純、狐崎知己、千葉眞、月村太郎著『21 世紀の政治と暴力 グローバル化、民主主義、アイデンティティ』晃洋書房、2015年。68頁。

Shinichi Takeuchi (ed.), Confronting Land and Property Problems of Peace, Routledge, 2014. 304pp.

千葉眞(分担執筆)『国際共生とは何か』

東信堂、2014年、24-43頁。

<u>月村太郎</u>『民族紛争』岩波書店、2013年。 229頁。

<u>本名純</u>『民主化のパラドックス インドネシアにみるアジア政治の深層』岩波書店、2013年。224頁。

Shinichi Takeuchi (co-author),
Preventing Violent Conflict in Africa:
Inequalities, Perceptions and
Institutions, Palgrave Macmillan, 2013,
pp. 40-65.

月村太郎編『地域紛争の構図』晃洋書房、 2013 年。308 頁。

6. 研究組織

(1)研究代表者

大串 和雄(OHGUSHI Kazuo) 東京大学・大学院法学政治学研究科・教授 研究者番号: 90211101

(2)研究分担者

月村 太郎 (TSUKIMURA Taro) 同志社大学・政策学部・教授 研究者番号: 70163780

本名 純 (HONNA Jun)

立命館大学・国際関係学部・教授 研究者番号: 10330010

SHANI Georgiandrea

国際基督教大学・教養学部・上級准教授 研究者番号: 40569993

狐崎 知己(KOZAKI Tomomi)専修大学・経済学部・教授研究者番号: 70234747

千葉 眞(CHIBA Shin) 国際基督教大学・教養学部・教授 研究者番号:10171943

武内 進一 (TAKEUCHI Shinichi) 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所・地域研究センター・アフリカ研究グループ長

研究者番号: 60450459 (2013年度より研究分担者)

元田 結花 (MOTODA Yuka) 学習院大学・法学部・教授 研究者番号: 20292807 (2011年度のみ研究分担者)

(3)連携研究者

酒井啓子 (SAKAI Keiko)千葉大学・法政経学部・教授研究者番号:40401442

竹中 千春 (TAKENAKA Chiharu) 立教大学・法学部・教授

研究者番号: 40126115